

加須市 建築形態規制一覧表【市街化調整区域及び非線引き区域】

令和4年4月1日現在

地区番号	建蔽率	容積率	容積率 算定係数 ※1	絶対高さ	斜線制限※2			日影規制(日影をつくってはいけない時間)					
					道路斜線	隣地斜線	北側斜線	制限を受ける 建築物	敷地境界線から 5m超え10m以内	敷地境界線から 10m超え	測定面	種別	
地区番号	法第53条 第1項	法第52条 第1項	法第52条 第2項	法第55条 第1項	法第56条 第1項第1号	法第56条 第1項第2号	法第56条 第1項第3号	法第56条の2第1項 (埼玉県建築基準法施行条例第8条の2)					
加須 市街化調整区域	210-1	50%	100%	0.4	適用なし ※3	∠1.25	20m+∠1.25	適用なし	高さが10mを 超える建築物	4時間以上	2.5時間以上	地盤面から 4m	□ 2種
	210-2	50%	100%	0.4		∠1.25	20m+∠1.25			4時間以上	2.5時間以上		□ 2種
	210-3	50%	100%	0.4		∠1.25	20m+∠1.25			4時間以上	2.5時間以上		□ 2種
	210-4	60%	200%	0.6		∠1.5	31m+∠2.5			5時間以上	3時間以上		□ 3種
	210-5	50%	100%	0.4		∠1.25	20m+∠1.25			4時間以上	2.5時間以上		□ 2種
	210-6	60%	200%	0.6		∠1.5	31m+∠2.5			5時間以上	3時間以上		□ 3種
	210-7	50%	100%	0.4		∠1.25	20m+∠1.25			4時間以上	2.5時間以上		□ 2種
	210-8	50%	100%	0.4		∠1.25	20m+∠1.25			4時間以上	2.5時間以上		□ 2種
	210-9	50%	100%	0.4		∠1.25	20m+∠1.25			4時間以上	2.5時間以上		□ 2種
騎西 市街化調整区域	421-1	60%	100%	0.4	∠1.5	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
	421-2	60%	100%	0.4	∠1.5	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
	421-3	60%	100%	0.4	∠1.5	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
	421-4	60%	100%	0.4	∠1.5	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
	421-5	60%	100%	0.4	∠1.5	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
	421-6	60%	200%	0.4	∠1.25	20m+∠1.25	5時間以上	3時間以上	□ 3種				
	421-7	60%	100%	0.4	∠1.5	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
	421-8	60%	100%	0.4	∠1.5	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
	421-9	60%	100%	0.4	∠1.5	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
	421-10	60%	100%	0.4	∠1.5	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
	421-11	60%	200%	0.4	∠1.25	20m+∠1.25	5時間以上	3時間以上	□ 3種				
	421-12	60%	200%	0.4	∠1.25	20m+∠1.25	5時間以上	3時間以上	□ 3種				
	421-13	60%	100%	0.4	∠1.5	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
	421-14	60%	100%	0.4	∠1.5	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
	421-15	50%	100%	0.4	∠1.25	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
北川辺	424-1	60%	200%	0.4	∠1.25	20m+∠1.25	5時間以上	3時間以上	□ 3種				
	424-2	50%	100%	0.4	∠1.25	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
大利根	425-1	50%	100%	0.4	∠1.25	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				
	425-2	60%	200%	0.6	∠1.5	31m+∠2.5	5時間以上	3時間以上	□ 3種				
	425-3	50%	100%	0.4	∠1.25	20m+∠1.25	4時間以上	2.5時間以上	□ 2種				

※1 容積率について、前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率の数値」と「道路幅員×容積率算定係数で求めた数値」のうち、小さい方の数値を採用します。(法第52条第2項)

※2 斜線制限欄、∠は水平距離に乗じる数値となります。

※3 都市計画法第34条第11号で規定している区域で、開発許可等の基準で高さが制限される建築物用途もあります。(加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第4条第1項)

注意: 都市計画の変更により形態規制等も変更することがありますので、その都度、加須市ホームページ等で確認して下さい。

～お問い合わせ先～
建築基準法の内容について…加須市建築課 建築指導担当へ
開発許可等の内容について…加須市まちづくり課 開発指導担当へ

【ホームページ】

建築物の形態規制等について



建築形態規制図

